

<今号の内容>

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画について

～子ども・子育て会議（第 20 回）、基準検討部会（第 24 回）合同会議～

2. 第 8 回医療法人の事業展開等に関する検討会

～非営利新型法人の創設および医療法人制度の見直しについて協議～

3. 平成 27 年度社会福祉士通信課程短期養成コース受講者募集(中央福祉学院)

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画について

～子ども・子育て会議（第 20 回）、基準検討部会（第 24 回）合同会議～

11 月 28 日、子ども・子育て会議（第 20 回）、基準検討部会（第 24 回）合同会議が開催され、

①市町村子ども・子育て支援事業計画について

②教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間とりまとめについて

を議題として議論が行われた。

冒頭、出席した有村内閣府特命担当大臣から、消費税引き上げが延期になったことを受け、「子ども・子育て支援新制度は急務であり、新制度は来年 4 月から施行する。この考えは各関係省庁ゆるぎないものであり、財源確保に全力を尽くしたい。子育て支援は国として最優先課題であり、財源確保に値するという国民からの理解を得られる制度にする」と挨拶があった。この挨拶を受け、北條委員（全日本私立幼稚園連合会）から「子育て支援が急務であることは同じ思いであるが、新制度そのものには賛成できかねる」と発言があり、これを受けて、駒崎委員（全国小規模保育協議会）から「個々の利害は棚上げし、業界団体が全て一丸となり、官僚、メディアとも協働し、財源確保に向けて尽力すべき時である」との発言があり、有村大臣からも「新制度は、全ての子どもを支援するという大義を持った取り組みであり、大同団結して財源確保に務めたい」との発言があった。

その後、事務局から資料に沿って説明が行われた。

（当日資料は、以下の内閣府ホームページに掲載されている）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_20/index.html

①市町村子ども・子育て支援事業計画について

事務局から資料に沿って、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて説明がされた。これまで国が示してきた待機児童解消加速化プランと市町村計画

集計による量の見込みに大差はなく、計画通りに待機児童の解消に取り組んでいる。

②教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間とりまとめ
重大事故の報告対象について、子どもを預かる事業については、ほぼ全てを対象とし、事故発生直後と、情報把握後の2回に分けて報告する。報告を受けた事故情報を個人情報を含まない範囲で全てデータベース化し、その一部をホームページで公開、再発防止のガイドラインを作成するといった検討方針が報告された。

協議題については、委員から特に異論はなかったが、消費増税延期による財源確保について不安視する声が多く挙がり、多くの委員が冒頭の有村大臣の挨拶を受けて、不協和音なく大同団結して財源確保を最優先に取り組むべきとの意見を表明したが、一部委員からは、「新制度には教育という観点が抜けており、このままでは大同団結などできない」（北條委員）、「株式会社を認定こども園から外しているのに、団結はできない」（山口委員：日本こども育成協議会）など反対の意見も出された。

次回の開催日程は未定。

2. 第8回医療法人の事業展開等に関する検討会

～非営利新型法人の創設および医療法人制度の見直しについて協議～

11月27日（木）、第8回医療法人の事業展開等に関する検討会（座長：田中滋 慶応義塾大学名誉教授）が開催され、本会から浦野正男 総務委員長が委員として出席した。

本検討会では、社会保障会議国民会議報告書（平成25年8月6日）や成長戦略の一環で盛り込まれた「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の創設に向けた検討が今年4月に開催された第4回検討会から進められている。

なお、創設する法人の名称については、この間、種々の検討が行われ「地域連携型医療法人（仮称）」とされていたが、第8回検討会における協議の冒頭に田中座長から、ほとんどの医療法人が地域連携を今も行っており、また、新型法人でないと地域連携をしていないかのような誤解を生ずるおそれもあることから違和感があるとの指摘がなされた。これを受けて厚生労働省は、とりまとめに向けてあらためて検討する考えを示した。

第8回検討会で示された新型法人制度のポイントと論点は別紙のとおりであるが、新型法人の対象範囲（参加者）では、社会福祉法人の具体的な取扱いについては引き続き検討することとしてはどうか、との考え方が示されている。

協議において浦野委員は、非営利性を高める、ガバナンスを強化するといった観点から社会福祉法人制度の見直しに向けた検討が進められている中で、社会福祉法人が他の法人の支配に属するような制度に入っていくことは非常に難しいのではないかと、また、それぞれの制度のもとで経営されている法人をひとつにしていくことには無理もあるし、固有の非営利性や公共性が損なわれるようなことがあってはならない、との意見を述べ

た。加えて、新型法人に参加する社会福祉法人と新型法人の議決が異なった場合に、新型法人の議決が当該社会福祉法人を拘束するということになってはならないと指摘した。

新型法人に関する議題を終えるにあたって田中座長は、法人論を歪めるようなあるいは矛盾が出るような議論をすべきではない。効率的で質の高い医療を提供するひとつのツールとして新型法人を検討しているのであって新型法人を作らなければそれが実現できない、地域連携ができないということにしてはならないと述べた上で、今日の意見を踏まえて検討会としてのとりまとめとなる資料を作成するよう事務局に指示した。

なお、当日の資料は以下の URL に掲載されているが、あわせて医療法人制度の見直しについて同日の検討会にて議論されているのであわせて参照いただきたい。

次回開催日程は未定。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei.html?tid=164077>

3. 平成 27 年度社会福祉士通信課程短期養成コース受講者募集(中央福祉学院)

全国社会福祉協議会中央福祉学院では、平成 26 年度より、社会福祉士通信課程短期養成コースを開設しています。短期養成コースは、最短 10 か月で社会福祉士国家試験の受験資格を取得することができ、平成 27 年 4 月に入学すれば、第 28 回社会福祉士国家試験(平成 28 年 1 月実施)を受験することができます。

短期養成コースの入学資格は、中央福祉学院等の社会福祉主事養成機関を修了後(いわゆる 3 科目主事は含まれません)、指定施設における相談援助業務に 2 年以上従事した方等です。相談援助業務の実務経験として認められる職種は、介護老人福祉施設の場合、生活相談員、介護支援専門員、障害者支援施設の場合、生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者です。

スクーリングは、全国 3 会場(東京・大阪・ロフォス)で土日を中心に実施することとしており、働きながら学びやすい環境を整えております。

詳しくは入学案内をご覧ください。皆さまのお申し込みをお待ちしております。

修業期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日(10 か月間)

定 員：560 名

費 用：入学選考料 5,000 円(推薦申込の場合は不要)、授業料 185,000 円
実習指導料 185,000 円(実習履修者のみ)

受講資格：入学案内(中央福祉学院ホームページに掲載)をご覧ください。

選考方法：①推薦申込⇒入学申込書類および施設長等の推薦状

②一般申込⇒入学申込書類および小論文

※①、②とも実習要履修者には別途、実習小論文有。

申込方法：下記の中央福祉学院ホームページより入学案内をダウンロードのうえ、必要書類を郵送してください。

申込締切：第 1 次募集は平成 26 年 12 月 12 日【必着】です。

※ 第 1 次募集の応募状況により、第 2 次募集枠の定員が変わります。

最新の情報は中央福祉学院ホームページでご確認ください。

申込・お問合せ先：

全国社会福祉協議会 中央福祉学院 社会福祉士通信課程係

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

TEL 046-858-1355 FAX 046-858-1356

E-mail gakuin-shafukushi@shakyo.or.jp

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course291.html>

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても無料でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、無料で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）